

(工業)



第五號丙業調査

昭和 年十二月末日現在

Main data table with columns for factory name, location, business type, gender, age, and military status.

本調査係ハ當該官廳ニ於テ郵傳ノ取寄ヲ爲ス... 昭和 年 月 日提出

工業主ノ住所及氏名又ハ名職印

本調査票=記入シ置スコトヲ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スルコト... 昭和四年四月十二日

記入注意

- 1 一般事項、調査の期間、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱に捺印の記入... 2 従業者数... 3 職工一人一日當收賃額... 4 兵役関係者数...

工業調査規則 (昭和十四年九月八日)

- 第一条 政府ハ人的資源ノ調査ヲ爲スニテ個人又ハ法人ニ對シテ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得... 第二条 調査票ノ提出期限... 第三条 左ノ各款ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年別記様式第三號ニ依リ調査票ヲ提出スルコトヲ得...